



報道機関 各位

記者発表資料

平成30年8月6日（月）

問い合わせ先：消費生活総合センター

所長：酒井 利和

担当：中島 明奈

電話：048-643-2239

「若者消費者トラブル110番」を実施します

～ひとりで悩まずすぐ相談！～

さいたま市消費生活総合センター（市内3センター・総合、浦和、岩槻の各センター）では、若者層を対象とした消費者トラブル防止の啓発事業として「若者消費者トラブル110番」を実施します。

1. 目的

現在、社会状況・社会情勢の変化、高度情報通信社会の進展などから、消費者を取り巻く環境は著しく変化しており、個人情報漏洩、携帯電話を使った架空請求など悪質商法による被害は若者層にまで波及しております。そこで、若者の消費者被害の解決支援と未然防止、トラブル対応に関する情報提供などを目的とした「若者消費者トラブル110番」を実施いたします。

2. 日程

平成30年8月16日（木）、17日（金）

※この期間以外にも随時ご相談をお受けしております。

3. 対象者

市内在住、在学の29歳以下の方

4. さいたま市消費生活相談窓口

センター名	曜日・時間	相談電話	住所
消費生活総合センター	相談受付/月曜～土曜日 午前9時～午後5時	645-3421	大宮区錦町682-2 JACK大宮6階
浦和消費生活センター	受付：午後4時30分まで (祝休日、年末年始除く)	871-0164	浦和区東高砂町11-1 コムナーレ9階
岩槻消費生活センター	相談受付/月曜～金曜日 午前9時～12時 午後1時～5時 受付：午後4時30分まで (祝休日、年末年始除く)	749-6191	岩槻区本町3-2-5 岩槻区役所内 ワッツ東館3階
日曜日の電話相談	午前9時～午後4時	645-3421	—